

議案第 1 2 号

市川市職員退職年金等に関する条例等の廃止について

市川市職員退職年金等に関する条例等を廃止する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 9 月 2 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市職員退職年金等に関する条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 市川市職員退職年金等に関する条例（昭和 2 4 年条例第 2 7 号）
- (2) 昭和 2 8 年 1 2 月 3 1 日以前に給与事由の生じた退職年金等の年額の改定に関する条例（昭和 3 7 年条例第 5 号）
- (3) 市川市退職年金等の年額の改定に関する条例（昭和 4 5 年条例第 4 号）
- (4) 昭和 2 3 年 6 月 3 0 日以前に給与事由の生じた退隠料の特別措置に関する条例（昭和 2 8 年条例第 2 7 号）
- (5) 昭和 2 3 年 6 月 3 0 日以前に給与事由の生じた退隠料等の年額の改定に関する条例（昭和 3 6 年条例第 3 3 号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 理 由

市川市職員退職年金等に関する条例に基づく退職年金等の支給対象者が存在しなくなったことに伴い、退職年金等に係る関係条例を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。